

A

B

町民から選挙で選ばれた議員で構成される議会と、同じく町民から選挙で選ばれた町長は二元代表制の下、二宮町の代表機関としての役割を果たす責務がある。

地方分権化する時代にあつて自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大していく中、この二つの代表機関は、それぞれの異なる特性を生かして、町民の意思を的確に反映させながら、相互牽制を図り、協力協働し、最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会は、合議制代表機関であることから、その持てる権能を十分に駆使し、自治体事務の立案・決定・執行および評価における論点並びに争点を広く町民に明らかにし、議決する責務がある。

同時に、公平公正と透明性を確保し、町民の視点から政策立案・政策提言していくことが求められ、町民参加を推進する活力ある議会の実現を目指して、この条例を制定するものである。

目的

この条例は、議会運営及び議員と町民に係る基本事項を定めることにより、議会と議員の活動を充実させ、議員間及び町民との情報を共有し開かれた議会をめざし、持続的な活力ある地域づくりと町民の福祉向上の実現に寄与することを目的とする。

前文:

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、二宮町も自己責任で住民福祉の増進を図り、町づくりを総合的に実施するよう地方分権型へ転換が図られてきた。二宮町は少子高齢化や人口減少傾向など課題を抱えながら、二宮町の特徴を生かした個性のある自立した町づくりが求められている。

主権者である町民の信託を受けた議員と町長が二元代表制の下で、それぞれ特性を生かし、適切な緊張を維持して、町民の意思を反映した最良の決定に導く使命が課せられている。

議会は、執行機関に対する監視及び評価の機能を持ち、原則としてすべての事務に権限が及ぶなどその責任と役割は重大である。また、町の課題を常に的確に把握し、多様な民意がある中で、的確な政策立案及び政策提言を積極的に行う政策形成機能の向上が求められている。常に変化する時代背景の中で議会の役割を十分果たし、また機能が十分発揮されるためには、議会の公正性と透明性の確保はもとより、論点、争点を町民にわかりやすくして、より多くの民意を反映した討議と議決ができるように工夫しなければならない。二宮町議会は、議会だよりの発行、議会や委員会の町民への傍聴許可、議会のテレビ放映等で町民に開かれた議会を目指してきたが、個々の議員が自覚と見識を持ってさらなる議会改革をすすめる決意のもとで、町民の負託に応えるべく的確な議会運営を目指して、ここに議会基本条例を制定する。

目的:

この条例は、議会運営及び議員に係わる基本事項を定め、町政の情報公開と町政への町民参加を基本として、公正で民主的な町政の推進により、二宮町の福祉の向上・豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。